



ユネスコ世界遺産一覧表記載とナショナルな歴史解釈：フィリピン歴史都市ビガンの事例から

著者	鈴木 伸隆
雑誌名	国際公共政策論集
巻	39
ページ	1-14
発行年	2017-01
URL	http://doi.org/10.15068/00155221

ユネスコ世界遺産一覧表記載とナショナルな歴史解釈 —フィリピン歴史都市ビガンの事例から—

Inclusion on the UNESCO World Heritage List and Interpretation of National History: A Study of the Historic Town of Vigan in the Philippines

鈴木 伸隆*

SUZUKI Nobutaka*

UNESCO World Heritage provides a global and systematic framework to preserve world-renowned historic heritage sites all over the world through their proper management for future generations. For a property to be included on the World Heritage List, it needs to demonstrate how and where “outstanding universal value (OUV)” lies, based on scientific and academic evidence. Critical inquiry about such a nomination process is an important step to reconsider our assumption that OUV is taken for granted as it is essentially inseparable from the property. This study, dealing with the historic town of Vigan in the Philippines, which became a World Heritage Site in 1999, explores how the OUV of such a property can be invented in formulating a new nomination dossier based on the suggestions from the World Heritage Committee and its advisory body. The comparative analysis of this process examines the nomination dossier alongside its advisory evaluation report to illustrate how the attempt to discover the OUV has fundamentally changed a self-image of the Philippines. It concludes that the Philippine’s historical narrative was completely refashioned as something different from the initial concept embedded in the national context. It further suggests that the failed attempt for inclusion offered Vigan a more positive forum to capture the true OUV in global and transnational contexts.

1. はじめに¹⁾

1978年に国連教育科学文化機構（以下、ユネスコと略）が世界遺産一覧表に初めて文化・自然遺産が記載されてから、38年が経過した²⁾。世界遺産とは、ユネスコの「世界遺産条約履行のた

* 筑波大学人文社会系准教授。

1) 本研究の基となる資料と構想は、フィリピンのイロコス・スール州ビガン市での現地調査（2015年）で得られたものである。ビガン市長エバ・メディナ氏（当時）とビガン市カレサ事業者連合副代表ディータス・ゴンザロ氏からは、調査遂行に際して、多大な協力を頂いた。また3名の査読者から大変有益なコメントを頂いた。この場を借りて、御礼を申し上げたい。なお、本研究は原則として、断りがない限りユネスコ世界文化遺産を対象とする。

2) 「世界遺産一覧表への記載」と記したが、本研究では「世界遺産登録」も同義とみなして用いることにする。文化庁が訳した「世界遺産条約履行のための作業指針」も、「登録」という表現を使用している。本研究もそれに従う。

めの作業指針」によると、人類全体にとって、貴重なかけがえのない財産を世界の遺産として適切に認定し、保護・保全、さらに公開するとともに、将来の世代に伝えていくことを目的に導入された包括的な枠組みである。歴史的遺跡や文化財の世界規模での保護・保全は、過去に例がない。それゆえ国や地域単位で実施導入された取り組みとは、異なる波及効果をもたらした。世界各地で遺産登録に向けた運動や活動が活発化したことは、その典型である。毎年20件前後の新たな遺産が登録され、2016年10月現在、その数は1,052件に達する（UNESCO World Heritage List Statistics）³⁾。

一方、多くの課題も明らかになってきている（佐滝2009、中村2006）。まず1つめは、増加の一途を辿る遺産登録件数である。「インフレーション」が生じ、世界遺産の意味が逆に分かりにくくなってきた（宇高2006）。当初、学術的評価が定まった資産が対象であったが、1992年に「文化的景観」という新しい概念が導入されたことで、世界遺産も変化を余儀なくされている。2つめは、遺産登録が保護・保全という本来の主旨とは異なる動機（例えば、地域再生や振興、そして観光振興）からなされてきてることへの懸念である（小室2014）。本来、文化財や遺跡の保護と経済開発と異なる次元の課題である。世界遺産登録の主旨からすれば、前者が優先されるべきである。しかし、世界遺産を公共財として国内外の観光客に公開されている現状を考慮すると、両者を切り離すことは非現実的である⁴⁾。3つめは、遺産登録が特定の地域と領域に偏重しているとの懸念である。世界遺産の大半が欧米、しかも都市やキリスト教に関する石造建造物で占められる（新井2008：42、河上2008：4、高橋2009：151）⁵⁾。現在は登録件数を抑制する一方で、記載資産を有しない国を支援するなど、不均衡を是正する働きかけが試みられている。

ところで、特定の資産が世界遺産に登録されるためには、「顕著な普遍的価値（outstanding universal value）」（以下、普遍的価値と略）を有することが大前提である（UNESCO The Criteria for Selection, UNESCO 2011）。しかしうネスコ自身、何が普遍的価値なのか、具体的に定義していない⁶⁾。これまで普遍的価値の解釈については、日本では多くの議論がなされてきた（稻葉2007、稻葉2008、河上2008、高橋2009）。人類の遺産・遺跡の恒久的保護という枠組みを導入したうネスコも、普遍的価値について、より明確な指針を提示してきた⁷⁾。「最上の最上」から「最上の代表」への転換という議論も、その1つである（河上2009、杉山2016：37）。制度運用当初、世界遺産登録は誰の目からみても明らかに厳選された「最上の最上」が対象と考えられていた。ところが1980年以降に文化的多様性を示すものへと変化した。この転換が遺産登録のハードルを下げ、登録件数の増加につながった⁸⁾。しかし普遍的価値に関わる解釈の問題とは別に、枠組み導入から終始一貫共通する点は、その価値の所在は登録推薦書を提出した締約国（state party）が証明する必要があることである⁹⁾。普遍的価値の挙証責任は、あくまでも締約国側にある。遺跡の本質的価値がどこ

3) 2016年10月現在、文化遺産が814件、自然遺産が203件、複合遺産が35件である（UNESCO World Heritage List Statistics）。

4) ホイアン（ベトナム）での文化遺産観光を扱った報告書に、UNESCO（2008）がある。

5) 登録遺産件数の不均衡は数値にも表れている。欧州・北アメリカには、全体の約47%（498件）が集中する。アジア・太平洋の23%（246件）、ラテン・アメリカとカリブ海（137件）と続く（UNESCO World Heritage List Statistics）。

6) 世界遺産条約に普遍的価値の定義はなく、「世界遺産条約履行のための作業指針」にそれを判断するための基準が示されているだけである。

7) 2008年の第32回世界遺産委員会資料「顕著な普遍的価値（OUV）：世界遺産一覧表へ文化遺産を記載するための標準に係る概要報告（一）」も、その一例である。

8) 高橋は、国際記念物遺跡会議（以下、イコモスと略）の姿勢を文化の多様性を反映した結果だと分析している（高橋2009：150）。

9) 締約国とは、世界遺産条約を締結した国を指す。一方、本論で言う登録推薦国は、世界遺産一覧表への登

にあり、どのように学術的に裏付けられるかが登録の成否を左右する¹⁰⁾。

本研究では、1999年に世界文化遺産に登録されたフィリピンの歴史都市ビガンを例に取り、登録に向けた取り組みの中で、一般に自明視されている歴史的建造物群の普遍的価値が登録に先立っては存在せず、むしろ登録に向けた実践の中で生み出されることを明らかにする¹¹⁾。ここで本研究のアプローチについて言及したい。一般に文化財や遺跡に歴史的、文化的、美的価値が含まれていることは、自明視されている。しかし、そうした一般的認識と世界遺産のような評価基準を設けた国際的な枠組みの中で、その価値が実際に認められるか、あるいはどのようにそれを実証するかは異なる問題である。とくにユネスコ世界遺産の掲げる普遍的価値が、締約国内において広く理解されている「ナショナルな価値」と必ずしも整合するわけではない。1990年以降ユネスコが導入した文化的多様性という方向性は、普遍的価値にどのように盛り込まれ、反映されることになるのだろうか。本研究はこうした問題関心を探究すべく、フィリピン歴史都市ビガンを題材に、「ナショナルな価値」に基づく自文化の再考を経て、普遍的価値が発見される過程を分析するものである。

2. ユネスコ世界遺産登録資産としてのビガンの特徴

1) 歴史都市の概要

フィリピン・ルソン島の北部に位置するイロコス・スール州都であるビガンは、スペイン植民地期当時の生活様式を今に残す町並みと建造物群から、近年観光地としてその名前が国内外で知られる（鈴木2016）¹²⁾。歴史都市ビガンの最大の特徴は、政治、経済、宗教の拠点としての営み全てが景観や街並みに凝集されているところにある。フィリピンの首都マニラから北に400キロのところに位置する同地は、スペイン植民地期にはフィリピンとメキシコのアカプルコをつなぐ太平洋横断交易ルート、いわゆるガレオン貿易の中継地点として栄えていた。ビガンの植民都市としての歴史は、1572年にスペインの征服者ドン・ファン・デ・サルセドが植民地支配のために、この地をフェルディナンド・ヴィラ・デ・ビガンと名付けたことが起源である（応地2005）¹³⁾。その後、キリスト教宣教のために修道会活動が始まり、スペイン帝国の強い影響下に置かれた。

とりわけ目を引くのは、バハイ・ナ・バト（通称：石の家）と呼ばれるフィリピン人富裕層が住居として用いた家屋群である（参照図1）¹⁴⁾。19世紀半ばから植民地フィリピンは、タバコや藍などの換金作物を海外輸出用に栽培するようになると、メスティーソ（混血児）と呼ばれる中華系やスペイン系フィリピン人が経済的に台頭し、その経済的な繁栄を示すシンボルとして堅牢な「石の家」を築いた。当時の民衆は竹とココナツおよびコゴングラス（雑草）を材料とした、高床式の

錄を求める推薦書を提案した当事者を指す。

- 10) ユネスコ日本政府代表部全権委任大使を務めた近藤誠一は、イコモスの姿勢を「イコモスや世界遺産委員会の主流は、科学主義である。それ自体は当然なことで、あれだけのコストをかけて保護していく限り、その対象となる遺産の価値は、学問的、客観的にしっかりと裏付けられるものでなければならない」（近藤2014:211）と述べている。
- 11) 本研究で使用する資料は、主に2つである。1つはビガンが世界遺産登録に1989年に挑戦した際のユネスコ諮問機関イコモスが作成した実地調査評価レポート、もう1つは1999年に再挑戦した際に提出された登録推薦書である。
- 12) 世界遺産登録がビガンの地域社会に与えた経済効果については、鈴木（2016）参照。
- 13) 植民都市計画については、応地（2005）が詳しい。
- 14) バハイ・ナ・バトの建築様式は次の通りである。2階建ての建造物は、1階部分は火事に強い木造と煉瓦（石）造りで、2階は通風に優れた木造からなる混合構造体である。2階の窓には採光のために、カビスと呼ばれる貝殻が薄く削られ、木製の窓枠にはめ込まれている。高温多湿の気候を反映して、1階は倉庫、物置、車庫等に使用され、居住者の生活は基本的に湿気の少ない2階で完結するように、居間、台所、寝室等が設計されている。詳しくは、山口・布野（2002）、山口・布野（2003）を参照。



図1 バハイ・ナ・バト（撮影：鈴木伸隆）

バハイ・クボと呼ばれる簡素な家屋に居住していたために、バハイ・ナ・バトの豪華さが「石（バト）」という表現に象徴された。現在100棟以上のバハイ・ナ・バトが、住居の他、お土産物商、ホテルやレストランに再利用されている。世界遺産登録の対象地区は面積にして約17.25ヘクタールで、格子状に通りが走り、計画的に設計されたことが一目瞭然である。バハイ・ナ・バトが集まる旧植民地商業エリートの生活空間の他に、プラザ（公園）を囲むように大聖堂、カトリック大司教住居、町（現在、市に昇格）・州政府庁舎からなるスペイン式植民都市を象徴する空間が隣接する（野沢2007）。

植民都市の景観を今に残すビガンだが、世界遺産登録の道のりは平坦ではなかった。貴重な歴史的価値ある資産を真正かつ完全な状態で保つだけでなく、それを適切に管理保全する態勢を構築する必要があったからである¹⁵⁾。しかし20世紀の後半のビガンは、地方政治家ボスによる権力闘争が日常化し、住民生活の荒廃という問題を抱えていた（鈴木2016、野沢2007）¹⁶⁾。人口流出、それに伴うバハイ・ナ・バト放棄も顕在化した。異常な事態に終止符を打ち、地域再生のために首長（当時はビガン町）の掲げた政治的なスローガンこそが、世界遺産登録だった。歴史的建造物群を観光資源として活用することで、観光地としての資産価値を高め、雇用を創出しようとした¹⁷⁾。一方で、バハイ・ナ・バトの荒廃に危機感を覚え、世界遺産登録に希望を見出したバハイ・ナ・バトの所有者らも「バハイ・ナ・バト保全のためのビガン伝統家屋保存協会（SVAHAI: the Save Vigan Ancestral Homes Association）」を組織するなど、行政への協力を示した。

2) ビガン歴史的建造物群の普遍的価値

1999年の世界遺産登録に先立って、登録推薦を行ったことは意外に知られていない（UNESCO 1989）。1989年に登録推薦が行われ、世界遺産委員会は「不記載」と決議した。「不記載」の場合、原則再挑戦が出来ない。しかし同委員会が再提案の付帯決議を行ったため、登録への道が開かれた。

15) 街並み・景観の保存計画については、Media (2009) を参照。

16) 政治的混乱については、鈴木 (2016)、野沢 (2007) を参照。

17) 地域再生のために世界遺産登録を掲げたことについては、Media (2009) を参照。

10年後の1999年、歴史都市ビガンのユネスコ世界文化遺産登録が正式認められた際、世界遺産委員会の概要は、次のように評価した¹⁸⁾。

16世紀に作られたビガンは、アジアにおける計画的なスペイン式植民都市の最も保存の優れた例である。その建築様式は、東アジアや東南アジアの各地には例を見ない独特な文化と町並みを形づくるべく、フィリピン各地や中国、そして欧州からの文化的要素が混然一体となったものであることを示している（UNESCO World Heritage Center, Nomination Documentation, 1999）。

ユネスコは建造物群の普遍的価値を、フィリピン以外の中国や欧州からの文化的な諸要素を構成融合している点と、類似の建造物が東アジアや東南アジアには見当たらない、という無二の独自性の2つに求めた。さらに歴史都市ビガンが評価基準のどれに該当したかを重ね合わせると、普遍的価値の所在がより明確になる¹⁹⁾。基準 ii (建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与え、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏での価値観の交流を示すもの)については、「ビガンはヨーロッパ的植民建築様式と計画に、アジア的建築デザインとその工法が独自に融合したもの」との評価を受けた。一方、基準 iv (歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する優れた見本)では、「ビガンは東アジアと東南アジアにおけるヨーロッパ交易都市を例外的なほど完全かつ最良な状況で今に伝える例である」と世界遺産委員会は絶賛した。遺産としての価値は、アジアとヨーロッパの建築様式やデザインが融合し、それが完全な状況で維持保存されている点にある²⁰⁾。それでは一体、締約国フィリピンは歴史都市ビガンのどこに文化的多様性を見出し、どのような「ストーリー」を描いたのだろうか。

登録推薦書には、要約の他に、①登録対象となる資産の概要とこれまでの変遷、②顕著な普遍的価値の証明、③資産の現在の保全・保護状況、④資産管理計画などが含まれる（UNESCO World Heritage Center, Nomination Documentation, 1999）。普遍的価値の証明という点から気づくことは、資産のユニークさを示す推薦基準が、世界遺産委員会が決議した2つ（iiとiv）ではなく、4つ（ii, iii, iv, v）であることである。具体的には、ii) 建築様式は独特で複数の文化的な諸要素から

18) ビガンの登録推薦の基本的な事実関係をここで確認しておきたい。ビガン歴史都市を世界遺産として登録するための推薦書が、締約国フィリピンからユネスコ世界遺産センターに提出されたのは1998年4月30日である。翌1999年1月に世界遺産委員会の諮問機関イコモスの専門家による実地調査が行われた。同年9月に公表された調査結果で「記載」が適当と勧告され、同年12月4日の第23回世界遺産委員会で正式に登録決定となった。

19) 世界遺産委員会が資産の普遍的価値を判断する評価基準は、以下の通りである。基準は全部でi)からx)まで10あるが、ここでは文化遺産に関わる6つのみ紹介する。登録推薦に際しては、この1つ以上に該当する必要がある。しかし vi) のみを単独で選択することはできない。i) 人間の創造的才能を表す傑作である。ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間に渡る価値観の交流又は文化圏での価値観の交流を示すものである。iii) 現存するか消滅するかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）である。iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的な居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているも〇）。vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いることが望ましい）。

20) 歴史都市の区割や家屋バハイ・ナ・バトの特徴について、山口・布野（2002）、山口・布野（2003）が詳しい。

構成されていること、iii) 生活様式も近隣のアジア諸国と類似性がある一方で、ビガン固有の建造物群を作り上げていること、iv) 1階と2階を用途別に使い分ける居住スタイルが生み出されており、v) その保存が徹底していることの4つである（UNESCO World Heritage Center, Nomination Documentation, 1999）。その内容は次の通りである。

ii) : 18世紀と19世紀のアジアの交易都市の一部であったビガンは、イロカノ人、フィリピン人、中国人、そしてスペイン人の影響を融合した独特的な建築様式を表している。それと同時に、フィリピン人とアメリカ人が融合した20世紀初頭におけるアメリカ植民地期の建築様式も体現している。

iii) : ビガンは18世紀、19世紀、そして20世紀初頭のフィリピン人の文化的伝統と生活様式を今に伝えるものである。商売を1階部分で行い、家族は2階で生活するという自国内の建築は、起業家が自宅で起居しながら仕事を行う、というアジア近隣諸国との深い類似性を表している。店舗が並んだこうした生活様式は、狭い通りに沿ってお互い軒を並べて建造されたビガンの家屋に酷似する。ビガンの都市的な一体性こそが、景観と関連した建築様式、同質性、そして立地ゆえ、歴史と芸術の観点から見て、まさしく顕著な普遍的価値を有している建造物群である。

iv) : ビガンの建築様式はその起源をまさに表すものである。近隣から集められた木材、石、カピスと呼ばれる貝殻、そしてテラコッタから作られている。家屋は伝統的なバハイ・ナ・バトと呼ばれる様式で、1階部分が石柱で2階部分がすべて木材で建造されている。中には1・2階ともに石あるいは煉瓦でつくられた亜種もビガンには存在している。

v) : ビガンはフィリピンにおいて、建築様式が維持された最も新しい都市空間で、かつスペイン植民地期に建造された都市計画としてよく知られている。近代化と進歩は歴史的な中核地区と緩衝地区における多くの構造を転換させつつある。しかしながら、ビガンはその真正性を維持しようと決断している。

普遍的価値に関連して、興味深いのは近隣アジア諸国の交易都市であったマラッカ（マレーシア）、ペナン（マレーシア）、マカオ（中国）、シンガポール、そしてホイアン（ベトナム）と比較した点ある。ショップハウスと呼ばれる店が、通りに面して軒を連ねる景観に類似性を見出している。近隣諸国への比較は、ビガンが18世紀から19世紀にかけてのアジア交易ネットワークにつながるとの認識の現れである。

一方、ビガンがスペイン帝国の影響を受けた植民都市であることから、格子状に通りが走る計画的な都市景観や西洋ヨーロッパの雰囲気漂う建築様式が、太平洋を渡ってメキシコ経由で移植されたことにも言及する。そのため景観はアジア的ではなく、西洋ヨーロッパの雰囲気を醸し出す。しかし、ビガンは同じくスペインによって植民地支配されたラテン・アメリカの「新大陸」のそれとも異なる、独特な街並みが作り上げられていた。すなわち純粋なラテン文化の借用ではなく、中国やフィリピンなどの諸地域からの多様な影響が、モザイクのように1つに構成された独特な景観が作り上げられた。要約すると、登録推薦書が普遍的価値の証明の際に提示した包括的な「ストーリー」とは、ビガンを18世紀から19世紀に栄えたアジアの交易都市と類似するものと位置づけ、その独自の建築様式あるいはそのデザイン、さらには居住形態を海域の交易ネットワーク、す

なむち多様な文化が往来する海の道に求めるものであった。この「ストーリー」抜きには、ビガンの普遍的価値を世界遺産委員会が文化的多様性を強調した「フィリピン各地や中国からの文化的要素と欧州からのそれらが混然一体となったもの」(UNESCO World Heritage Center, Nomination Documentation, 1999) という決議の意味を理解することはできない。

3. 文化的多様性のための自文化再考の過程

1) 1989年イコモス実地調査評価レポート²¹⁾

1989年12月、パリで開催されたユネスコの第13回世界遺産委員会大会の決議は、フィリピンにとって、原則再挑戦が認められない「不記載」であった。しかし、例外的に以下のような付帯決議も行われ、再挑戦の可能性が残された。具体的に以下の通りである。

委員会はフィリピンにおけるこの固有遺産の特に際立った構成要素を含む新規の提案書を練り上げる可能性を調査研究するために、フィリピン当局がイコモスならびに世界遺産委員会事務局と調整するよう勧告する (UNESCO World Heritage Center 1989)。

その内実を明らかにすべく、イコモス評価レポートを見てみよう。イコモスは、まずビガンの伝統的な家屋群の最大の魅力が、「土地特有な建築様式」にあると評価した。しかし、それがフィリピンの国民的遺産として重要であるとは認めたものの、世界文化遺産としての代表的な優れた見本であること証明できていない、と判断した。続いて、ビガンの持つ建築様式にみる特徴でも、過去(1984年と1988年)2回世界遺産に登録された、ラテン・アメリカやカリブ海地域のスペイン植民都市のそれと必ずしも比較できるものではない、とビガンとの連続性を否定した。前段に「アメリカ大陸のスペイン風家屋様式の地理的状況と土着の技術への適応」との記載があることから、締約国フィリピンが考えるビガンの建築様式の起源はスペインにある、とみなしていることが合理的な解釈として許される。

しかし、イコモスは必ずしもその論証には同意しなかった。それどころか、ビガンの独特的建築様式を「ヨーロッパ的な建築様式のアジアにおけるモンスーン気候という気象条件下での適応」の一形態と見なすべきとの見解を付して、締約国フィリピンの論証に疑義を挟んだ。ここから1999年の推薦書との内容の乖離が見えてくる。「アメリカ大陸のスペイン風家屋様式」と表現した際、そこには多文化状況への洞察は見えてこない。「ストーリー」を構成するアジア交易との連関も殆ど皆無に等しい。

ここで「不記載」という結果以上に重要なのは、イコモス評価レポートと世界遺産委員会の付帯決議双方が、再挑戦を視野に入れた問題提起だった点である。それは2つの指針からなる。1つは、フィリピンにおけるこの固有遺産を構成する「特に際立った構成要素」に、より踏み込む考察の必要性である。もう1つは、ヨーロッパ的建築物でありながら、その様式はアジア的モンスーン気候への適応過程で発展した、という認識転換の必要性である。

この2つの提起された指針は、どのような意味で重要であったのだろうか。単に登録推薦書を審査する世界遺産委員会の具体的な決議だったからだけではない。この指針が手がかりとなり、締約

21) 残念ながら、筆者は1989年の登録推薦書は未見であるため、初回の登録推薦の全容を知ることは出来ていない。同書は1988年1月25日に正式に提出されている。しかし当時イコモスが行った評価レポートには、上記の問い合わせを解説する手がかりが多数含まれている。

国フィリピンがビガンの歴史的建造物の普遍的価値を、文化的多様性を軸に包括的な「ストーリー」を構想する契機になった、と考えられるからである。これは締約国の挙証責任とは別に、世界遺産委員会やイコモスの助言や提案が、登録推薦の方向付けや可能な選択肢の提示になっていることを示唆する。別言すれば、締約国が前提とする「ナショナルな価値判断」を乗り越え、文化的な多様性を軸とした普遍的価値に辿りつくインフォーマルな国際協力・支援を世界遺産委員会もイコモスも行ったのである²²⁾。

2) イコモスと世界遺産委員会からの指針

最初に「特に際立った構成要素」であるが、イコモス評価レポートには、この内実への直接的言及はない。しかし、それは1999年の世界遺産委員会が公表した概要にある「フィリピン各地や中国、そして欧州からの文化的要素」、すなわちヨーロッパ（スペイン）以外に、フィリピン、そして中国といった複合的な文化要素であることが容易に理解できる。1999年の登録推薦書には、さらに「多様な文化影響の単一な都市景観の中への適応」や「多様な文化的諸要素の混交」、「アジアにおけるイロカノ、フィリピン、中国、スペインそしてメキシコの建築様式の相互作用」など、これに類似する表現が用いた。ここからも指針の提示が、推薦書全体に盛り込まれ、内容の書き換えへと発展したことが確認できる。

以上のこととは、単なる内容の書き換え以上の意味、すなわち自文化を構成する要素への洞察、さらにフィリピン民族や文化の起源、さらにその発展をどう認識するのか、という本質的な問いへとつながる。なぜなら、こうした文化的要素を網羅した包括的な捉え方は、フィリピン国民の多くが共有する日常的な価値判断と常に整合するわけではないからである。

「ナショナルな価値」判断と外部の価値判断をめぐる潜在的対立は、フィリピンの歴史経験に深く由来する。他の東南アジア諸国と異なりフィリピンには、16世紀にはじまるスペイン植民地支配以前には、高度な政治的政体が誕生していなかった。宗主国との支配は経済的圧制を伴うものであり、同時にキリスト教の布教は文明化の礎となった。その後アメリカ、日本と1946年の戦後独立まで、植民地支配継続を余儀なくされた。その結果、自分たちよりも常に政治的、経済的、そして文化的に優越する絶対的他者の存在を前提にして、自文化を捉える土台が形成された。こうした意識が鮮明に表れたのが、1989年の初回登録推薦提案時に歴史的建造物群を「アメリカ大陸のスペイン風家屋様式」と形容した点である。それは内なる外来文化の影響を受けた「彼らの文化」であり、土着のそれとは混在することはない。ユネスコの意味する文化的多様性への着眼という指針の背後には、「ナショナルな価値」判断を超越することの期待が見えてくる。

もう1つの指針は、歴史的建造物がヨーロッパ的建築物でありながら、その様式がアジア的モンスーン気候への適応過程で発展した、という認識転換の必要性であった。それはビガンの建造物群と歴史的景観がメキシコ経由で持ち込まれた「彼らの文化」遺産としてではなく、「私たちの文化」として「ストーリー」を構成する必要性でもある。地理的に連続しないフィリピンと、イベリア半島にある宗主国スペインをつなげる視点は、植民地主義に伴う政治的、経済的、宗教的利害関係を前景化したものである。一方、アジアの一国としてフィリピンを捉える眼差しは、交易によって人

22) 日本の場合、イコモスの評価が否定的であると、世界遺産委員会の審議までに「取り下げ」を行っている。これによる利点は、次回再挑戦の際、「新規」推薦扱いとなることである。こうした対応は、世界遺産のイコモスの評価が原則として、最初に提出された登録推薦書に基づいて行われることと関係する。よほどのことがない限り、提出された追加・補足情報が反映され評価結果が変更されることはない。それゆえ「不記載」と勧告されたビガンや「記載延期」となった平泉が、再登録を目指す場合、この点を留意する必要がある（高橋2009：156）。

の移動が促進され、多様な文化が混在するという文化的、社会的、かつ生態的な相互作用を前提にした視点に他ならない。

こうした問題意識から改めて、1999年の登録推薦書を見ると、垂直的から水平的な意識の転換が映し出されている箇所が、他にも2か所見当たる。1つめはスペインからの影響を限定的なものとして認識することから、「地域社会へのラテン的キリスト教世界の表層的浸透」と形容して、中国からの日常生活、商慣行、さらに建築様式に見る影響を圧倒的だ、とした点である。アジアの諸都市に現存する店舗とビガンのそれとの高い同質性に言及するなど、歴史的空間的広がりの中で、フィリピンの文化的多様性を位置づけようとする意識が、より鮮明である。もう1つは、指針に含まれている「適応」という表現を借用して、フィリピン国民の文化受容に見るユニークさを意味付けした点である。しかも、それを「フィリピン人の強さ」と評価している。歴史的に外部に開かれていたため、フィリピン人は外来の思想を受容するだけでなく、実はそれをフィリピン固有なものに転換する能力が醸成された。以上の指摘から、1999年の登録推薦の再挑戦が奏功した理由が明確になる。1999年のイコモスによる実地調査評価レポートは、フィリピンの粘り強い取り組みを次のように評価する（UNESCO World Heritage Center 1999）。

イコモスは1989年の不記載を「この文化遺産が代表的な優れた見本であることが十分に証明できておらず、またビガンの持つ都市的で建築学的な特徴はカルタヘナ・デ・インデアス（コロンビア）あるいはトリニダッド（キューバ）のようなカリブ海地方のスペイン式諸都市のそれとは比較できるものではない」という理由から勧告した。しかしイコモスは、ラテン・アメリカやカリブ海地方におけるスペイン式植民都市との比較が有効なものではなく、地球規模よりは地域的な文脈で歴史都市を評価すべきだとの点を今、確認するものである。

この評価レポートは、イコモスが先回の付帯決議で疑問を投げかけたビガンの普遍的価値の論証が説得的だと判断したものに他ならない。僅か10年間で、ビガンの歴史的建造物群の評価は大きな転換を見せることになった。文化的遺産や遺跡の価値は専門ではなく、事後的あるいは構築的に作り変えられる不断のプロセスであることが、ここからも見出せる。

4. 「ナショナルな価値」を必要とする政治状況

前項からは、ユネスコやイコモスからの問題提起が、1999年の登録推薦書の書き換えや修正の基本的な方向付けになっていたことが確認できる。ここから、ある1つの重要な問い合わせが浮かんでくる。1989年、すなわち最初の登録推薦の際に、フィリピンはビガンの建造物群がスペイン、フィリピン、そして中国から持ち込まれた複合的な文化要素から構成されるという着想、すなわち文化的多様性を前提とした「ストーリー」作りがなぜできなかったのかということである。この「限界」が、ユネスコ等の外部機関と連携する仕組みが不在であったことは明白である。しかしそれ以上に、普遍的価値の証明が学術的資料の裏付けを必要とする点を考慮すると、それはフィリピン史の通説的理解に基づく自文化や自己認識の捉え方と連関している点は無視できない。

ビガンの場合、この「限界」は少なくとも「2つの偏重」に起因する。1つは宗主国スペインに偏重した自国史の叙述、もう1つは中央（首都マニラ）に偏重した地方史理解である。誤解の無いように付け加えるならば、この「限界」はフィリピンにおける地方史研究の不在を一方的に示すものではない。とりわけフィリピンの学会に強い影響力を誇るアメリカの歴史学者や地方研究者の間では、新しい歴史叙述として社会史や地方史の必要性が少なくとも、1980年代初頭から呼ばれて

いた²³⁾。ビガンの位置するルソン島イロコス地方も例外ではなく、同地方の地方史が記述されている²⁴⁾。

しかし、そうした最先端の学術的成果は、史学やフィリピン地域研究という固有の領域のみに通用する学知にとどまり、地域の社会生活を広く理解するための自文化を形成する共通認識へとは、必ずしもつながらない²⁵⁾。学術的な知識の生産と流通という状況を考慮すると、ビガンを取り巻く地方史の理解はこうした「2つの偏重」という制約を受けている。その結果、地方の歴史経験に見る多様性が捨象され、宗主国と植民地という不平等な権力関係での支配と従属、あるいは抵抗という階級史観が、自己認識の土台とならざるを得ない。

近年注目を集めるものに「グローバルヒストリー」と「帝国史」の2つがある（秋田2012、秋田・桃木2013）。『グローバル化と銀』（フリン2010）はその好例である。それによると、スペイン帝国下の「新大陸」から産出された銀は、当時スペインの植民地フィリピンを中継地点として、銀の高い需要を生み出していた中華帝国に供給されていた。グローバルヒストリーを通してフィリピンを逆照射してみると、モノ、知識・情報をめぐる交流ネットワークの結節点であったことが浮かび上がる。植民地フィリピンは、スペイン帝国と中華帝国を交易でつなげる潤滑油の役割を果たしていた（平山2012）。ナショナルな歴史叙述では、植民地フィリピンは「新大陸」のメキシコを媒介にしてスペイン帝国とつながる、という歴史的な枠組みを乗り越えられない。

しかし、それはフィリピン固有の政治状況を考慮すると、必ずしも非難されるべきことではない。長年植民地支配で蹂躪されながら戦後独立したフィリピンで、多民族状況から共通の国民意識と国民文化を作り上げ、政治統合を達成することは、歴代政治指導者にとって最大の政治プロジェクトだった。そのため宗主国の支配・圧政、民族的抵抗、そして革命という民族の進歩、発展、独立の軌跡を刻印したナショナルな歴史叙述は、国民統合実現のための目的であり、手段でもあった²⁶⁾。宗主国スペインが、民族運動の中心地としてエリートが集まる首都マニラが前景化されたのも、フィリピン民族ナショナリズムの発露によるものである。遺産登録推薦書にナショナルな枠組みからの自己認識が反映されざるを得ない。

以上の学知をめぐる政治力学を鑑みれば、締約国フィリピンのような途上国にとって、ナショナルな価値とは国民挙げて擁護すべきものでこそあれ、乗り越えるべき対象ではなかった。より正確に言うならば、アジアとの交易による自国内の文化的多様性を認識できていなかったわけではない。いやそれどころか、日常生活レベルでは十分に理解できていた²⁷⁾。ところが公式的や対外的な領域において、自文化や自己認識を形作る枠組みを、かつての宗主国スペインやアメリカといった西洋との歴史経験に求めざるを得なかつたのである。ここに国家や国民を語る言説の様式が、依然その圧倒的なヘゲモニー下にあるというポストコロニアル状況を反映している。世界遺産委員会や

23) 先駆的な地方史研究として、Larkin (1967, 1982) と McCoy and de Jesus (1982) がある。とくに後者は、19世紀半ばに始まる地方の社会的経済的変容過程を記述している点で画期的である。この枠組みは脱首都マニラ中央史觀を訴えた Larkin と重なる。

24) de Jesus (1980) 参照。

25) 大学等の高等教育機関で使用されるフィリピン史教科書として最も知られる中に、テオドロ・アゴンシリョ著『フィリピン史』(1977) がある。第1章の「植民地以前の状態」には、ヨーロッパ人がやってくる前のフィリピンが近隣地域と交流・交易があったことが記されている。中国との関係への言及もあるが、文化交流を多元的に捉える視点は希薄である (1977: 15)。

26) この立場をよりラディカルに推し進めたのが、レナト・コンスタンティーノ著『フィリピン民衆の歴史』(1978) である。植民地イデオロギーによって歪曲された自國史を民族の立場に立って書き直そうとした点で、画期的な意味を持つ。

27) 食文化の中には中国起源の言葉が今日定着している。こうした事実を、多くのフィリピン国民が常識として共有している。

ユネスコ世界遺産一覧表記載とナショナルな歴史解釈

イコモスが提起する文化的多様性への着眼や、交易ネットワークに埋め込まれた島嶼国フィリピンという着想が、まだ国民的了解事項になりえていない現実がある。結果として、ビガンの普遍的価値を多様な文化が混然一体と化している点にあると評価したことは、「ナショナルな価値」に基づく自文化、自己認識に再考を迫る意味合いがあった。

5. おわりに

歴史都市ビガンの普遍的価値が、遺産登録の失敗と再挑戦という取り組みの中で、遺産登録の実質的な決定権を有する世界遺産委員会や、諮問機関イコモスが示した文化的多様性という指針に従って、ナショナルな歴史が解釈された結果、発見に至ったことが明らかになった。宇高（2006）が指摘するように、「ナショナルな価値」と普遍的価値の相克は、多文化社会で生起する文化的状況の1つであり、グローバリゼーションに直面する社会の一様態である。文化財・遺産保存という文脈においても、多様な価値観に伴う種々の対立や緊張が顕在化せざるを得ない。

しかし本研究は世界遺産登録に向けた取り組みを対立の惹起する場としてではなく、新しい社会秩序に向けた再編や連携に向う可能性に注目するものである。それはユネスコ世界遺産という制度が、人類の遺産を保護・保全するための枠組みとしてではなく、未来に向けた新しい価値を創造するプロセスとしての側面も持っているからである。この点は地域社会や現地住民を巻き込んだ観光資源開発や遺産運用を扱った先行研究の多くが指摘するところであり、本研究の問題関心と連続する（宇高2006、才津2006、鈴木2016、野田2006、山口2006）。今後は保全・保護に向けた永続的な取り組みが求められる中、価値の創造過程自体がどのように重層的に展開されているかを注目する必要がある。

最後に、本研究の含意について地域間比較の視点から言及したい。ここで扱ったビガンの経験は、言うまでもなく特殊事例の1つである。日本の岩見銀山の場合、ビガンとは正反対で、イコモスの勧告は「不記載」であったにも関わらず、世界遺産委員会で「記載」となった。こうした逆転劇は、ユネスコの世界遺産登録がパブリック・ディプロマシーと、普遍的価値を解明する学術的探究が相互に交錯し、交渉することを物語る（近藤2014、渡辺2011）。世界遺産を観光資源としてことで経済発展を期待する途上国は、国際社会での政治的影響力の欠如ゆえ、種々の困難に直面する。フィリピンも例外ではなく、歴史的建造物群バハイ・ナ・バトの調査も十分ではなかった。にもかかわらずビガンが、「ナショナルな価値」を乗り越えた「ストーリー」作りが奏功し、「記載」へと漕ぎつけることが可能となった背景には、世界遺産委員会や諮問機関イコモスといった外部機関の視点を内面化し、普遍的価値を発見したことが指摘できる。記載資産を有していない締約国は言うまでもなく、「記載延期」が判断された「平泉」（2008年登録推薦）や、いまだ資産の普遍的価値を見出せず調整を続ける「四国遍路」（現在文化庁へ登録候補への提案中）を抱える日本などにとっても、検討に値する事案である。文化的多様性という方向性が、世界遺産における普遍的価値の考え方を与えた影響は、登録件数の増加だけでなく、締約国の住民の自文化を捉える眼差しにも及んだことが確認できる。

参考文献一覧

日本語文献

- 秋田茂（2012）『イギリス帝国の歴史：アジアから考える』、中央公論新社。
秋田茂・桃木至朗（2013）『グローバルヒストリーと帝国』、大阪大学出版会。
アゴンシルリヨ、テオドロ・岩崎玄訳（1977）『フィリピン史物語』、井村文化事業社刊、勁草書房発売

- 新井直樹 (2008) 「世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察」、『地域政策研究』、第11巻、第2号。
- 稲葉信子 (2007) 「『顕著な普遍的価値』をめぐる議論について」、『月刊文化財』、529号。
- 稲葉信子 (2008) 「顕著な普遍的価値とは何か—諮問委員会 ICOMOS /IUCN の分析」、『月刊文化財』、541号。
- 稲葉信子 (2012) 「世界遺産条約の現状と今後」、『月刊文化財』、580号。
- 宇高雄志 (2006) 「多元文化社会における文化遺産マネイジメント：マレーシアにおける世界遺産登録をめぐって」、西山徳明編『文化遺産マネイジメントとツーリズムの持続的関係構築に関する研究』、国立民族学博物館調査報告書61、国立民族博物館。
- 応地利明 (2005) 「フィリピンビガン市でのフィールドノート：植民都市建築と1573年植民令」、『立命館地理学』、第17号。
- 河上夏織 (2008) 「世界遺産条約のグローバル戦略をめぐる議論とそれに伴う顕著な普遍的価値の解釈の質的変容」、『外務省調査月報』、第1号。
- 近藤誠一 (2014) 『FUJISAN 世界遺産への道』、毎日新聞社。
- 近藤誠一 (2012) 「平泉の世界遺産登録までの道のりを振り返る」、『月刊文化財』、580号。
- コンスタンティーノ、レナト著、池端雪浦・永野善子訳 (1978) 『フィリピン民衆の歴史 I』、井村文化事業社刊、勁草書房発売。
- 小室充弘 (2014) 「世界遺産を活用した観光振興のあり方に関する研究」、『運輸政策研究』、第17巻、第2号。
- 才津祐美子 (2006) 「世界遺産の保全と住民生活—『白川郷』を事例として—」、『環境社会学』、第12号。
- 佐瀧剛弘 (2009) 「『世界遺産』の眞実——過剰な期待、大いなる誤解」、祥伝社。
- 杉山卓史 (2016) 「顕著な普遍的価値とは何か」、『世界遺産学研究』、第1号。
- 鈴木地平 (2007) 「新規記載の文化遺産とその傾向」、『月刊文化財』、529号。
- 鈴木地平 (2008) 「新規記載（文化遺産）にかかる審議とその傾向」、『月刊文化財』、541号。
- 鈴木伸隆 (2016) 「世界遺産観光と地域経済—フィリピン・イロコス・スール州の歴史都市ビガンの事例から—」、『国際公共政策論集』、第37号。
- 高橋里香 (2009) 「世界遺産登録のあり方と今後の展望：なぜ、平泉の文化遺産は記載延期になつたのか」、『和光大学現代人間学部紀要』、第2号。
- 原田保・浅野清彦・庄司真人編著、(2014) 『地域デザイン叢書④：世界遺産の地域価値創造戦略』、芙蓉書房出版。
- 平山鷹子 (2012) 『スペイン帝国と中華帝国の邂逅：十六・十七世紀のマニラ』、法政大学出版局。
- 藤木庸介編著 (2010) 『生きている文化遺産と観光：住民によるリビングヘリテージ』、学芸出版社。
- フリン、デニス著、秋田茂・西村雄志編、(2010) 『グローバル化と銀』、山川出版社。
- 文化庁「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の概要」(2016年9月10日アクセス http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink11)
- 文化庁「世界遺産条約履行のために作業指針」(2016年9月10日アクセス http://bunka.nii.ac.jp/special_content/h_13_2B)
- 文化庁「世界遺産一覧表への評価基準」(2016年9月10日アクセス http://bunka.nii.ac.jp/docs/14_tetsuzuki.pdf)
- 本中眞 (2012) 「『平泉—仏国土（淨土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—の評価・審査をめぐって」、『月刊文化財』、580号。
- 本中眞 (2014) 「『富士山—信仰の対象と芸術の源泉—』の世界文化遺産への推薦・記載の経過—価

ユネスコ世界遺産一覧表記載とナショナルな歴史解釈

- 値評価の視点の変遷および今後の課題についてー」、『月刊文化財』、604号。
- 本中真 (2007) 「『石見銀山遺跡とその文化的景観』の評価・審査をめぐって」、『月刊文化財』、529号。
- 中村俊介 (2006) 『世界遺産が消えてゆく』、千倉書房。
- 中村英俊 (2008) 「世界遺産一覧標記再挑戦に向けて」、『月刊文化財』、541号。
- 野沢勝美 (2007) 「フィリピン・ビガン市における観光開発の構造:世界遺産を地域開発の柱に」、『東南アジア諸国地域開発(III)』、亜細亜大学アジア研究所。
- 宗田好史 (2006) 「世界遺産条約のめざすもの—ICOMOS(国際記念物遺産会議)の議論からー」、『環境社会学』、第12号。
- 毛利和雄 (2011) 『改訂版 世界遺産と地域再生:間われるまちづくり』、新泉社。
- 山口潔子・布野修司・安藤正雄・脇田祥尚・柳沢究 (2002) 「ヴィガン(イロコス、フィリピン)における街区の構成に関する考察」、『日本建築学計画系論文集』、第553集。
- 山口潔子・布野修司・安藤正雄・脇田祥尚 (2003) 「ヴィガン(イロコス、フィリピン)における住宅の空間構成と街区分割」、『日本建築学計画系論文集』、第572集。
- 山口しのぶ (2006) 「世界文化遺産地域における持続可能な開発に関する研究」、西山徳明編『文化遺産マネイジメントとツーリズムの持続的関係構築に関する研究』、国立民族学博物館調査報告書61、国立民族博物館。
- 山村高椒・張天新・藤木庸介 (2007) 『世界遺産と地域振興』、世界思想社。
- 渡辺靖 (2011) 『文化と外交:パブリック・ディプロマシーの時代』、中央公論新社。

外国語文献

- de Jesus, Ediberto (1980) *The Tabacco Monopoly in the Philippines: Bureaucratic Enterprise and Social Change, 1766-1880*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- Larkin, John (1967) "The Place of Local History in the Philippines." *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 8, No. 2.
- Larkin, John (1982) "Philippine History Reconsidered: A Socioeconomic Perspective." *The American Historical Review*, Vol. 87, No. 3.
- McCoy, Alfred and Ed. C. de Jesus. (1982) *Philippine Social History: Global Trade and Local Transformation*. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- Media, Eva Maria (2009). "The Vigan Heritage Conservation Program: A Tool for Development," Presented to the Penang International Conference on Sustainable Cultural Development, held at October 8-9, 2009, gHotel within George Town World Heritage Site.
- UNESCO Bangkok (2008) *Impact: The Effects of Tourism on Culture and the Environment in Asia and the Pacific: Cultural Tourism and Heritage Management in the World Heritage Site of the Ancient Town of Hoi An, Viet Nam*. Bangkok: Thailand.
- UNESCO World Heritage Center (1989) Report of the World Heritage Committee, Thirteen Session. (available at <http://whc.unesco.org/archive/1989/sc-89-conf004-12e.pdf>)
- UNESCO World Heritage Center (1998) *Nomination Dossier. Historic Town of Vigan, Philippines*. (available at <http://whc.unesco.org/uploads/nominations/502rev.pdf>)
- UNESCO World Heritage Center (1999) Advisory Body Evaluation. (available at http://whc.unesco.org/archive/advisory_body_evaluation/502rev.pdf)
- The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (2011). *Preparing World Heritage Nominations, Second Edition*, Paris: France.

鈴木 伸隆

The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. World Heritage List Statistics.
(available at <http://whc.unesco.org/en/list/stat.>)